

#### 第9号の3様式記載要領

- 1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この明細書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に1通を提出すること。
- 4 「事務所の有無」の欄は、事務所又は事業所所在の道府県に○印を付すること。
- 5 「控除・充当・還付を受ける利子割額」の欄は、利子割額（控除されるべき額）を法第71条の10に規定する特別徴収義務者が申告納入した道府県ごとに区分し、記載すること。